

第十六回 参議院文部委員会會議録第十九号

昭和二十八年八月五日(水曜日)午前十時四十五分開会

委員の異動
本日委員木村守江君及び大野木秀次郎君辭任につき、その補欠として瀧井治三郎君及び長島銀藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。
委員長 川村 松助君
理事 荒木正三郎君
委員 上原 正吉君
大谷 智雄君
劔木 亨弘君
谷口弥三郎君
瀧井治三郎君
長島 銀藏君
吉田 萬次君
高木 正夫君
高橋 道男君
安部キミ子君
成瀬 幡治君
相馬 助治君
深川タマエ君
長谷部ひろ君
三好 英之君
須藤 五郎君

衆議院議員
國務大臣 中川源一郎君
大達 茂雄君
文部大臣 福井 勇君
文部政務次官 田中 義男君
文部省初等中等教育局長
文部省初等中等教育局長

文部省社会 寺中 作雄君
教育局長 近藤 直人君
文部省管理局長
事務局側
常任委員 竹内 敏夫君
会専門員
常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した事件
○本委員会の運営に関する件
○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案(衆議院提出)

○委員長(川村松助君) それでは只今から文部委員会を開会いたします。青年学級振興法案を議題に供します。前回に引続きまして質疑を続行いたします。文部大臣、政府委員からは各担当の委員が見えておりますから、御質疑のあるかたは御質疑を願います。速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。
午前十時五十三分休憩
暫く休憩いたします。
午前十一時四十七分開会
○委員長(川村松助君) 再開いたしました。
○須藤五郎君 この休会中に国会議員の調査を考えて頂きたいと思うので、特に私たちが初めて文部委員会に参

りましたものは、文部行政に関しましてあらゆる文部委員会にかかる関係事項に關しまして非常に知識が尖は少ないので、この休会中を利用していただきいろいろ調査研究をいたしたいと思っておりますので、その点御配慮を願いたいと思ひます。
なお私が希望いたします点は、基地教育の問題、それから僻地教育の問題、それから無形文化財の調査事項など、各般に亘りまして調査班を派遣して頂きたい、そういうふうには考えますので、この点どうぞ委員長においてよろしくお取計らいを願いたいと思ひます。

○深川タマエ君 私、共産党の須藤先生の御意見に賛成いたします。私はそれもあります。そのほか初等教育、高等学校、この頃の教育の何といひますか、現場を少しよく見せてもらいたいと思ひます。そうしてその後には又大臣のお暇なときにも、今後の教育の方針につきましましてゆつくりと一つ協議させて頂く機会を持つてもらいたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 只今の須藤君並びに深川君の御発言は了承いたしました。案は事務当局に編成されて御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(川村松助君) それではそういうことに決定いたします。
○鈴木タマエ君 そういふことに話かなつたのかも知れませんが、若し調査されるならば私は僻地の教育状況並び

に僻地における教育委員会の活動状況、これらを若しできますれば併せて……。
○委員長(川村松助君) 承知いたしました。事務当局のほうによく伝えて編成させます。

○委員長(川村松助君) それではだんだんのお話もありませんので、今から高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案の質疑に入つて御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(川村松助君) 御異議はないようでありますから高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案の質疑に入ります。質疑は総括、逐条一括して質疑を願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(川村松助君) ではさう決定いたします。御質疑のあるかたは御発言願います。
○深川タマエ君 今日はいまの一時間をおいて、もう今会期にチャンスがないと思ひますね。衆議院を上つていこの法案のこともございまして、多少は意見のあるかたもあるかと存じますけれども、質疑をここで打ちりまして、直ちに討論、採決に入らんこの動議を提出いたします。
○委員長(川村松助君) 討論をやつて採決ですか。
○深川タマエ君 質疑の打切りの動議……。〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 只今の御意見に御異議ありませんか。
〔賛成と呼ぶ者あり〕
○須藤五郎君 これは今すぐ打切つて……。何ら定時制に対して余りまだ質疑もされていないときに今打切ることは少し乱暴じやないかと思ひますが、まだここに社会党の相馬さん、左派のかたもお見えになつておりませんし、そのお二人の専門のかたからいろいろ私意見が出るのじやないかと思ひますので、そちらの御意見を伺つてから、その打切りを決定して頂きたいと思ひますが、それではないと又問題が起つて混乱するといけませんから、どうぞそういうふうにお取計らいのほどお願いいたします。

○委員長(川村松助君) 社会党の左派のほうからは安部先生が御出席になつております。
○安部キミ子君 このことにつきまして、荒木先生の意見をまだ一度も伺つていないわけなんです。今日はまだ昨日の続きがあるということで、私打合せもいたしておりましたので、私が荒木先生の意見として代理をするわけには参りません。それは越権だと思ひますので御了承頂きたい。

○長谷部ひろ君 私も静かに考えますと、やはり各派の代表のかたがおいでになつて、一応十分に御質問なされた上でおきめ願ひたいと思ひます。
○委員長(川村松助君) ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけ  
て。それでは暫く休憩いたします。  
午前十一時五十三分休憩

午後零時二十一分開会

○委員長(川村松助君) それでは再開  
いたします。

○相馬助治君 青年学級振興法の問題  
について私は昨日資料を要求しておき  
ましたが、まあ、これは簡単なもので、  
今朝私の手許にそれが届いておりませ  
んが、局長から若しその結果がわかっ  
ていけば発言をしてみたいと思つて  
います。いわゆる平衡交付金の中に教  
育基準財政需要額として見込んだもの  
と、それから現に各府県において支出  
されているものとの比較をお尋ねした  
いというのを申上げておいたわけで  
して、それに対して資料が今ここに配  
られたわけですが、何かこの資料につ  
いて局長から補足して説明することご  
ざいますか。

○政府委員(寺中作雄君) お配りいた  
しました資料の通りでございます。そ  
の、一、二にありますが、一は自治  
庁において計算しております高等学  
校の基準財政需要額でございます。こ  
れは全日制を含んだ基準財政需要額  
が百六十八億となっております。それ  
で定時制の分といたしまして特に切離  
しては計算はいたしておりませんの  
で、その三割五十億というものが定時  
制のために見込まれておるといふこと  
が推定されるわけでございます。それ  
から現に地方において定時制高等学校  
のために出しておる教育費といたしま  
しては、そこに挙げましたように五十  
八億四千万ということになつておりま  
す。

○委員長(川村松助君) 相馬君、念の  
ために話しますが、今高等学校の定時  
制のほうで議題になつておるんです。  
そこをお含みの上で。

○相馬助治君 今議題になつてゐる法  
律と並びに青年学級振興法に連関を  
いたしまして、この際文相にお尋ねし  
たいことがございます。御承知のよう  
に……。

○委員長(川村松助君) そうすれば何  
ですか、青年学級のほうも質問なさ  
いますか。

○相馬助治君 両方に連関してござ  
います。

○委員長(川村松助君) ちよつと速記  
をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記復活して  
下さい。

○相馬助治君 この際文相にお尋ねし  
たいと思つて、これは、いわゆる勤勞  
青年といわれる人たちの中には完全  
ではないけれども学校教育のうちの定時  
制に学ぶことができております。その  
残余の人たちのために青年学級とい  
うものが各所に設けられておるので、こ  
れの補助率というものを規定して文部  
省が青年学級の振興に当らうとする意  
図はよくわかつております。これにつ  
いて私は昨日寺中社会局長に詳細に亘  
つてお尋ねをしたのであります。局  
長の答弁範囲内においては誠に誠実な  
答弁が私に向つてなされたわけでは  
ありません。この際文相にお尋ねし  
たいことは、青年学級振興法という単  
独立法をしてこの青年学級振興のため  
の立法を文部省自身がやるならば、当然  
定時制の分についても定時制教育振興  
法というものを立案して、政府の責任に

おいてこれが審議を国会に委ねるべき  
が筋ではないか、内容としては定時制  
のものについては、平衡交付金の中に  
基準財政需要額として概算五十億の  
ものが見込まれてゐる、なお又文部省  
の一般当初予算の中で、千数百億が今  
上程されてゐる、これらを一括して、  
真に定時制の教育の振興のために、青  
年学級振興法と見合つた法案を出し  
て、両々相対して勤勞青年のための教  
育の振興を図るべき段階になつた  
か、にもかかわらず定時制のほうをそ  
のままにして、青年学級振興法のみを  
出した理由は何かあるかという私の質  
問に対して、社会局長の答弁は、その  
趣旨はよくわかるが、現在の日本の財  
政の現実と、平衡交付金というものの  
性格から割出して、平衡交付金とい  
うものがあるという現実の上に立つか  
らには、これを切離して、紐付にして  
定時制の分を立法するということが現  
実の問題として困難である、かような  
答弁がなされてゐるのであります。こ  
れが尋ねたいのはその先のことなん  
だ。そういう現実は一応議論はある  
としても了解いたしますが、将来文相  
はこれら定時制の教育についてどれ  
だけ考慮を払われて、何か本格的な措  
置を考慮する意図があるかどうか、そ  
の内容は何だということをご唐突に  
お尋ねいたしてもこれは迷惑だろ  
うこと、その意思がありや否やとい  
うことを、私はこの際文相にお尋ね  
ておきたいと思つております。

○國務大臣(大藏省) 青年学級振  
興法、このほうだけを出したことに  
つきましては、只今のお話によりま  
す。関係局長から答弁を申上げたの  
であります。その通り御承知を願ひ  
たい。

○相馬助治君 文部省が今大臣のお考  
えのような意味合いから定時制の分  
について立法措置を積極的におやり  
ならなければならぬ経緯に鑑み  
て、衆議院の中川君を議長代表とす  
るが、ここにござれておるわけで、その限  
りにおいて私は中川君初め衆議者に敬  
意を表するものですが、問題は、この  
際大臣にやはり尋ねておきたいと思  
いますことは、こういう国の基本をなす  
文教政策の中で、各種のなにか教育  
振興といふようなものが出ておるの  
でありまして、その中でも、定時制は非  
常に将来問題が私は多からうと思つ  
てございます。具体的に申しまして、  
その給与、設備、そういうものにつ  
いては平衡交付金の中にその財政需要  
額が見込まれておる。而も地方公共  
団体に交付されたものが、そのまま定  
時制の方面に使われておることにつ  
いては、これはかなり問題がある。さ  
うして、中川君は、その案の案になり  
ます。分は、それらの面は暫くおいて、  
そうして他の残された面についての法  
律的な規定をして、これが振興を図  
らうといつて趣旨は全く私同感なので  
あります。が、この際理想としては本  
格的に、これらを一本として立法措置  
ができなかつたかといふことが私の  
疑問であつたのであります。それにつ  
いては只今の答弁を一応了解いたしま  
して、この際文相にお尋ねしたいと思  
いますことは、この衆議院の立案につ  
いては文部大臣は提案以前に交渉を  
受けたかどうか、即ち交渉を受けたか  
いふことは、この法律が成立いたしま  
すならば、大蔵省その他と交渉をし  
て、将来文部省が財政獲得のために骨  
を折らなければならぬ面が出て来る  
のであります。が、そういうことを考  
慮されて、この法律に対して文部省は  
どのように考へてゐるか。即ちこの法  
律ができるならば止むを得ないから、  
文部省としては執行部として、この立  
法の趣旨に副つてやるといふお考え  
なのか、諸般の事情上、文部省が積極

的におやりになるのか、問題は、この  
際大臣にやはり尋ねておきたいと思  
いますことは、こういう国の基本をなす  
文教政策の中で、各種のなにか教育  
振興といふようなものが出ておるの  
でありまして、その中でも、定時制は非  
常に将来問題が私は多からうと思つ  
てございます。具体的に申しまして、  
その給与、設備、そういうものにつ  
いては平衡交付金の中にその財政需要  
額が見込まれておる。而も地方公共  
団体に交付されたものが、そのまま定  
時制の方面に使われておることにつ  
いては、これはかなり問題がある。さ  
うして、中川君は、その案の案になり  
ます。分は、それらの面は暫くおいて、  
そうして他の残された面についての法  
律的な規定をして、これが振興を図  
らうといつて趣旨は全く私同感なので  
あります。が、この際理想としては本  
格的に、これらを一本として立法措置  
ができなかつたかといふことが私の  
疑問であつたのであります。それにつ  
いては只今の答弁を一応了解いたしま  
して、この際文相にお尋ねしたいと思  
いますことは、この衆議院の立案につ  
いては文部大臣は提案以前に交渉を  
受けたかどうか、即ち交渉を受けたか  
いふことは、この法律が成立いたしま  
すならば、大蔵省その他と交渉をし  
て、将来文部省が財政獲得のために骨  
を折らなければならぬ面が出て来る  
のであります。が、そういうことを考  
慮されて、この法律に対して文部省は  
どのように考へてゐるか。即ちこの法  
律ができるならば止むを得ないから、  
文部省としては執行部として、この立  
法の趣旨に副つてやるといふお考え  
なのか、諸般の事情上、文部省が積極

立案はできなかつたが、中川議員の提案されたこの法律は至極よろしいと思ふので、この成立を希望するという積極的の意思を持つておられるかどうか、それによつて私もこの法案をどうしようとは考えておりませんが、この法案の将来の財政の面における運命を左右いたしますので、この際文部当局の責任ある言明を承つておきたいと思ふのであります。

○國務大臣(大邊茂雄君) 経過を申し上げますと、実は定時制教育に関する特別立法を政府提案として考えてもいらしたという話はあつたのであります。併し文部省といたしましては、只今申し上げましたように、関係各省との間の折衝がなかつた、簡単に参りませんから、政府提案としてはむづかしい、こういうことを申し上げたのであります。そこで議院立法ということに相談がまとまつたのだらうと思つて、ただそれならば議院立法で出すということに私のほうでその計画に参画したということにはありません。ありませんが、こういう案でどうだらうかというふうな、これはまあ改まつての話ではないと思つて、文部省といたしましては、そういうものが出るということに対して反対する筋合ひはありませんので、お出しになるのならば、それも結構であるという程度に感じております。

○相馬助治君 そうすると積極的にこの法案の成立を期待しているということまで言ひ切ることはこの際にはできないという意味の御発言でございますか、反対でないことはよくわかります。

○國務大臣(大邊茂雄君) 只今申し上げたのは、この提案がなされるまでの実際の経過を申し上げたのです。これが提案されました以上は勿論定時制教育の振興を図るべきことは文部省として非常に重大なことでありますから、文部省といたしましてはこの法案の成立を強く希望してはおります。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言ありませんか。

○成瀬權治君 勤労青年を対象として定時制とそれから青年学級の二本建て、まあ或いは通信教育もあつて、それをいれれば三本建てでございますが、三本建て一つ何か勤労青年を見て行こうじやないか、趣旨は私たちがもつたところの勤労青年、文部省として学校教育というものと、それから青年学級というものは一つの社会教育に私は重点が置かれると思つて、文部省としてはどういふお考えなのか、いわゆる学校教育というもので勤労青年というものを対象として救つて行こうじやないかという考えが重点であるのか、まあ定時制をこゝろあたりにそろそろ置いて、一つ今後は社会教育の一環であるところの青年学級というふうなものに重点を置いて、そういうこの勤労青年をみて行こうとされるのか、私はその基本方針をお尋ねしたいと思つております。

○國務大臣(大邊茂雄君) 文部省といつたしましては別に軽重の差別をつけておるわけではございません。先ほど相馬委員の御質問にお答えいたしました通り、勤労青年教育といつたものは当初からこの定時制教育といつたものが言わば本筋の教育でありました。ただ併しながらこれは現在の勤労青年の働きながら勉強するという建前からいつて、

定時制の教育を受ける余裕すらもないという青年が御承知の通り非常にたくさんある、定時制教育を受け得る経済的にも或いは時間的にも余裕があるものが非常に多い。そこでその大多数の勤労青年というものが制度の上においては今日まで制度上向学の機会を与えられることなしに放置せられておるのであります。そこで自然発生的に青年学級というものができた、これは勤労青年の勉学の意欲から自然にできて来たものである。でありますからそれを助成をして、そしてそれらの勤労青年に對して勉学の機会を与えるということが教育の機会均等の上から見ても我が国の青年の全般的教育の上から見ても極めて大事である。こういう考え方で、青年学級振興法案といふものを出しまして、従つて申し上げます通り、今後は青年学級の振興法のほうに力を入れて定時制教育はこれくらゐにしてやめて置くという、そういう意味は絶対にないで、これは御承知の通り程度におきまして、又資格をとる上におきましても差違があるものでありますから、定時制教育といふものの振興は今後ますますやつて行きたい。併しそれだけでは全部の青年に対する教育といふものが到底充足されませんから、青年学級の振興といふことを考へて、両々相待つて我が国の勤労青年の教育の上に充実を図つて参りたい、こういうことであります。

○成瀬權治君 私は勤労青年と一つに言ひますが、青年といふものは私は無条件に向学心に燃えておる者であると見ます。そしてせめて定時制を出

れば、その上の又定時制の大学なら大に進学したいというのが青年の無条件的な心理だと思つて、青年学級へ入りましてもこれは御承知のようになら、あなたが指摘されたように資格にも何にも影響ないわけなんです。私は定時制をもつと力を入れてやつてお行きになるなら、私は勤労青年学級を設けるといふような点は非常に限られたる範囲になつて来ると思つて、逆な言葉で言うなら、文部省がこの定時制の学校に對して力を入れたら、入れない結果が私は自然発生的に出て来たのじやないかと思つて、定時制高校に對して力を入れたら、定時制高校に對して力を入れたら、定時制の証據がこゝに現われて来ておると思つて、一つのをとりましてみても一番多く出てる福島県などを見ますと、青年学級は九百八十五ある。それに対して定時制高校は七十八しかない。これは村に一つくらいずつ定時制高校といふものがあつたならば、私はこういうことはなかつたと思つて、あなたは、先ほど聞いておると十分力を注いで来た、そこへ以て来てな青年学級といふようなものが自然発生的に出て来たのだと、こういうふうな御答弁に受取れるわけでございますが、私は定時制高校に對して今までやつて来たことは十分でないと思つて、こういうふうには考へるわけですが、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(大邊茂雄君) 先ほど申し上げたのは私の言ひ方が悪かつたかも知れませんが、私は現状で十分だとは言ひませんが、先ほど申し上げましたように、青年学級のほうを振興すれば定時制はこのくらいでやめておくと

ことはないんだということ、はつきり申し上げた。定時制の教育は今後ますます充実して参りたい、こう思つてお

○成瀬權治君 定時制の高校を十分しなればならぬんだ、こうおつしやるわけですが、私はこのそれに対して提案者である中川さんにお尋ねするわけですが、これで以て向学心に燃えておる多くの青年といふものは救われるか、財政的の裏付けも十分なし得るのだと、こういうふうにお考えになつて提案されておられるのか、これじや非常に不十分だ、こゝろは困るのだ、こういう点があるなら私は端的にこゝで御指摘が願ひたいと思つて、

○衆議院議員(中川源一君) 働く者の定時制教育、この問題につきましては文部委員各位の格別の御心配を頂きまして有難う存じます。今日までの法律ができましたから、恵まれなかつた子供が働かながら学ぶことのできる、機会均等を与えられたら、これは誠に仕合せでございます、その教育を受ける生徒の数が累年増加いたして参つております。この状態で参りますならば、恐らく十年先には百万以上、只今よりも増加する。只今は五十八万人以上でございますが、百五十万、六十万といふことになるであらうといふことは、私は明らか統計によつてみられるのでございませぬ。今日までは御承知の通り高等学校は地方自治体のほうで、或いは府県、或いは町村が主として校舎の設備並びに内容の充実を図つて参つたわけでございます。教職員の手給の補助につきましては平衡交付金の中から四割充てられておるのでございませぬが、何分地方自

ことはないんだということ、はつきり申し上げた。定時制の教育は今後ますます充実して参りたい、こう思つてお



うなところに対して、例えばラジオを備えつけるようなものも補助の対象になるか或いは照明を、暗い所ですから照明の問題についても、それを改善するとうようなものもその補助の対象になるか、或いはシャワーと申しませうか、そういうものまで対象になるのか、本当にその校舎だけのものを対象にしておみえになるのか、その辺の内容を私は一つ御説明が願いたいと思ひます。

○衆議院議員(中川源一郎君) 定時制においては理科設備というものを第一の主眼としたしておりますし、又照明というやうなものも対象としたと思ひます。設備全般に亘つて定時制においては対象としたしまして、十億余りの金がかかるわけでございます。それから通信におきましては図書編集というやうなものにつきまして、或いは運営というやうなものにつきましての費用が相当要るわけでございます。それから建築というものにつきましては、只今私のはうでは提案をいたしてはおりません。必要なことではございますけれども、設備だけを対象としたしまして提案いたしましたやうな次第でございます。

○成瀬権治君 この間理科教育振興法といひますが、そういう法律が通つたのであります。あなたは理科設備云々と言われたのですが、そつちのほうとの関係では、理科教育振興法では定時制高校の理科設備は除外されておるからこれを入れたと、こう了承していいのですか。

○衆議院議員(中川源一郎君) 今度通過いたしました理科設備を定時制にこれを利用して運営して行くということ

でございますならば、それも大変結構であります。又産業教育振興法、すてに出ておりますあの設備を、定時制に利用して頂くということも誠に結構であります。併しこの定時制の中の予算には入つていない、これは別個に扱つて頂きたい……。

○成瀬権治君 私はこの法律が通るとすると、この施行は全布の日から施行されるやうでございますが、実は昭和二十八年年度の予算には私は一厘も計上されていらないと思つたための予算といふものは、そうしますとあなたは大蔵省と若干その予算関係において折衝されておると思つた。それでなければ財政の裏付けのない法案などはお出しになるはずはないと思つた。そうすると少くとも二十九年年度の予算案においては、例へば最低十億といふものが組まれるという、こういう言葉を私はお取りになつておると思つた。それはどなたとお約束になつておるのか、その点を一つ。

○衆議院議員(中川源一郎君) 二十八年度の予算には御承知の千八百萬円の予算が組まれてございまして、一千万円は定時制の設備に対する補助でございます。それから六百五十萬円は通信教育の運営費に充てる。百五十萬円は定時制のモデル・ケースを作るための補助金でございます。二十八年度はそれきりでございますが、二十九年年度からは是非とも一つ十億二千三百二十九萬円、こういうふうな私どもの計算をいたしておるのでございまして、これは先ほど申しましたやうに、三分の一の補助で十一年計画、一年度分が既設の学校に対しても充塞するやうに、又新設の学校に対しても従来ありますよ

うに予算を組んで頂きたいと、こう考へているのでございまして、それは言質をとつて約束をしたというわけではございませんが、これに對しましては大臣を初め各当局におかれましては十分努力をするということだけは承わつておるのでございまして、約束をはつきりしておるというわけではございませぬ。できるだけの努力をする、こういうことを承わつておるのでございませぬ。

○成瀬権治君 私は、先ほど理科設備などが非常な重点になつておるということをお説明になつたのです。そうしますと、理科教育振興法というものがあつて、片一方でそれで予算の裏付けをするとかいふことになつて、折角予算獲得を努力されましても崩れるやうなことがあつては大変だと思つた。この問題につきましては大蔵省もそういうやうなことを言つておる。文部大臣としては当然予算獲得に努力されるものと了承し、又これは当然なものと考へておるのであるから、この点については私は質疑はやめまして、一つこれとはちよつと関係がないわけですが、折角大臣がお見えになるから二つだけ質問を許してもらいたい。と申しますことは、地方公務員法の二十二条によりまして、地方公務員である教員が、Aの村からBの村に代つたときに、これが臨時採用というやうな形で置かれておる所が各県にほつと出て来たわけですが、これは私は重大問題だと思つた。そういうことに対して文部省として、これは地方方法がそなつておるかから止むを得ないと、こうお考へになつておるのか、或いはこういう問題については初めてここで聞いて知らなんだ

と、こうおつしやるのか、或いはそういうところはもう聞いたからこういうやうな手も打つておるといふのか、その辺に關して私は一つ御説明を願ひたいと思ひます。これは大臣でなくて事務当局でもかまいません。

○政府委員(田中義男君) 只今御指摘の通りに、地方方法の上で参りますると、甲の村から乙の村の学校に転任いたしました場合には、条件付き採用と申すやうなふうになつておることは事実でございます。そこで人事異動等な非常に先先生としては臨時に保障を欠くといふことになりまして、いろいろ心配の向きもあるやうでございます。規定は規定でありますが、ただその規定を余り濫用されるということとは、これはどういふ点から考へてもよくないことではございませぬから、そういう点について法の濫用のないやうに、こういうことを文部省としても期待をいたしておるのでございませぬ。

○成瀬権治君 大臣にお尋ねしたいのですが、今の田中局長は濫用をせぬやうに期待しておる、こういう話です。これは地方教育委員会が権限を持つておつて、勝手にやることにならぬと思つたのですが、これだけでは私は条件付き採用、臨時採用された職員は大変だと思つたわけですが、大臣としては期待しておるのだといつて文部省でふんぞりかえつておるのも私は一向効果が現われなかつたと思つたのですが、何かこれに對して、例へばこういうやうなふうにして欲しいといふやうな通達を出すやうな用意があるかないか。

○國務大臣(大達茂雄君) その点につきましては、文部省といたしましては

濫用の起らんやうに通達を出すことにしております。多分今日あたり出ると思つております。

○成瀬権治君 もう一点大臣にお尋ねいたしますが、理科教育振興法が通り、その運動資金と私も了承しかねるわけですが、小学校の生徒一人一円、中学校二円、高等学校三円を集めて、これは名前をこゝで発表するの如何かと思ひますが、理科教育振興法の中心になられた校長さんが中心になつて集められたやに承わつておるのでございませぬ。私はこれは事実であつたら重大問題だと思つた。私は事実でないと思つたのですが、文部大臣としてはこれが事実であつたならどういふ処置をこういふ問題についてとられようとするのか、所見を承わりたい。

○國務大臣(大達茂雄君) 今お話のこととは、私全く聞いておりませぬけれども、無論事実であるかどうか聞いておりませぬ。ただこういう強制的にそういうものを集めるということは、これは理科教育の振興に限りませぬが、何によらず強制的に金を集めるということとは、これは当然よろしくないことであると思ひます。全国に亘つてそういうことがあつたかどうか知りませぬけれども、これはやはり制度の上から申しますと、教育委員といふものがそういう点についての、学校の先生が指導を通じて強制的に金を集めるということのないやうに、教育委員会としては当然監視しなければならぬと思ひます。文部大臣としてはさういふことがあれば十分教育委員会のほうでも氣をつけて欲しいといふことは言えるのでありますけれども、文部大臣として御





(譲与された財産の指定用途以外  
の使用等)

第三条 財団は、前条の規定により  
譲与を受けた財産を、文部大臣の  
許可を得ないで第一条に規定する  
事業の用以外の用に供してはなら  
ない。

2 前条の規定による譲与の所管大  
臣は、財団が前項の規定に違反  
し、その他譲与の条件に違反した  
ときは、文部大臣の意見を聞いて、当該譲与に係る契約を解除す  
ることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 第二条に規定する施設及び動産  
で同条の規定による譲与の際現に  
国が使用しているものについて、  
当該譲与後もなお引き続き国が使  
用することを必要とするときは、  
国は、当分の間、引き続き当該財  
産を無償で使用することができる。

昭和二十八年九月十九日印刷

昭和二十八年九月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局